

看護補助者 業務規定

(目的)

第1条 この規定は、障がい児医療生活支援ホーム虹の家における看護補助者の業務を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 看護補助者の業務（以下、「看護補助業務」という）に関しては、法令上明確な定義はないが、以下の2つの要素を持つもので、看護師の業務である「療養上の世話」と「凜寮の補助」事態を看護補助者が行う事はできない。

- (1) 医療を提供する場における、看護チームの一員としての業務の補助であり、かつ、
- (2) 医療に関する免許を必要としない業務である。

(当院の基本的考え)

第3条 当院における看護職と看護補助者の協働についての基本的な考えを以下に示す。

- (1) 看護補助者の業務は「療養上の世話」と「診療の補助」を含まない看護補助業務とする（保健師助産師看護師法（第31条））。

看護補助者の業務範囲は「療養上の世話や診療の補助」に該当しない看護補助業務である。この看護補助者の業務範囲内で、個々の看護補助者の経験、研修受講状況、能力等により、業務を分担することは可能である。国家資格を有していても、看護職の免許を有しない者は「療養上の世話」と「診療の補助」は実施できない（医師・歯科医師を除く）。ただし、看護師の業務独占を解除し、診療の補助の一部を業としている資格を有する者が「診療の補助」を行う場合を除く。

- (2) 看護師は看護補助者に対して業務の指示を適切に出す責任がある。

厚生労働省告示第58号「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和2年3月5日）に基づき、看護補助者は主治医若しくは看護師の指示を受けて看護補助業務を実施しなければならない。

食事、清潔、排泄、入浴、移動等の直接ケア（厚生労働省通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（保医発0305第2号・令和2年3月5日）では「療養生活上の世話」）については、その業務が療養上の世話でない場合に限り、看護補助者が実施することができる。その際、療養上の世話であるかどうかを判断する役割を担うのは、療養上の世話を業務独占している看護師である

(看護補助者の職種名の明示)

第4条 「看護補助者」は公的な資格名称ではないため、各施設における呼称は必ずしも「看護補助者」でなくともよい。ただし、名称独占規定のある看護職（保健師、助産師、看護師准看護師）等の他の資格と混同しないような呼称とすることが重要である。また、対象者への正確な情報提供を促進するため、職種名を対象者に分かりやすく表示する必要がある。当院では主に直接業務を中心に行う「支援員」と、看護師の周辺業務を中心に行う「ナー

スエイド」の2種類の看護補助者の名称がある。

(看護補助者に対する教育・研修)

第5条 看護補助者に対する教育・研修の実施について以下に示す。

(1) 看護・生活支援チームの一員として、看護補助者が安全に業務を遂行するためには、看護補助者の役割や業務、責任を明確にした上で、看護補助者に周知をするとともに、看護補助業務を行うために必要な知識・技術を習得するための教育・研修を行うことが求められる。

さらに看護部門の看護管理者には、看護補助者が医療機関及び看護組織の理念を理解するとともに、法令遵守のもと業務にあたることのできるような組織としての研修体制の整備が求められる。とりわけ、看護補助者の役割、責任、業務内容及び業務範囲、指示を受ける際の留意点等について看護補助者が十分に理解できるようにすることが重要である。

(2) 令和5年度、看護補助業務規程を新設し「業務マニュアル」として冊子化を行い、新入時にはオリエンテーションでの説明を行うこととする。また1回/年、看護補助員(支援員・ナースエイド)共に研修を行う。

(看護補助者の業務範囲)

第6条 看護補助者の業務範囲を以下のように規定する。

(1) 業務範囲

周辺業務	生活環境にかかわる業務	病床及び病床周辺の清掃・整頓 ・ベッド周囲の清掃、整頓、洗浄、消毒、交換、点検(ベッド柵、吸引機、酸素のボトル) ・使用していない医療機器等の清掃、整頓(ポータブルトイレ、尿器、便器、車いす、ストレッチャー、心電図モニタ送信機、点滴架台、酸素ボンベ、保温車) ・病棟の処置室、機材庫などの整理整頓 病室環境の調整 ・温度、湿度、彩光、換気など シーツ交換やベッドメイキング(退院後、空床、離床可能な人) ・退院後、空床、離床可能な人 リネン類の管理など ・寝具、リネン類の請求、補充、整理整頓 ・汚染した寝具、リネンの片付け
周辺業務	診療にかかわる周辺業務	処置・検査等の伝票類の準備、整備 診療に必要な書類の整備・補充

12:30～ 13:30	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄介助 ・個別記録
13:30～ 15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・午後活動 {音楽活動（童謡や手遊び歌など）・ミュージックテーブル} {屋外近隣の散歩誘導・足浴・体操} など *グループのリハビリスタッフ、生活支援員などで活動を企画したり、発案したり してください（全体・個別など）
15:00～ 16:15 *15:30の注 入の対象者は3階 フロアへ誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつ ・飲水、飲水介助 ・個別かかわり ・全体かかわり
16:15～	<ul style="list-style-type: none"> ・2階から3階フロアへ誘導、移送する

(2) —②「ナースエイド」(週間)業務スケジュール

月	火	水	目	金	土	日
・栄養ボトル/チューブ/懸濁ボトル/カテチップ/薬盃 適宜洗浄						
・詰所水回り/乾燥機の清掃 ・トイレ手洗いの洗浄						
・汚物室全般/清掃 ・物品、機材の消毒 ・洗浄・乾燥						
・吸引瓶洗						

浄・取換え	浄・取換え	浄・取換え	浄・取換え	浄・取換え	浄・取換え	浄・取換え
・換気 5回/日	・換気 5回/日	・換気 5回/日	・換気 5回/日	・換気 5回/日	・換気 5回/日	・換気 5回/日
・居室清掃 ・洗濯物整理	・居室清掃 ・洗濯物整理	・居室清掃 ・洗濯物整理	・居室清掃 ・洗濯物整理	・居室清掃 ・洗濯物整理	・居室清掃 ・洗濯物整理	・居室清掃 ・洗濯物整理
◎点滴架 台清掃 ◎ワゴン 清掃	◎各用紙 補充 ◎コピー	◎個室(2 部屋)のト イレ掃除 ◎保温機 清掃 ◎医師当 直室清掃	◎リネン 庫清掃 ◎ベッド 柵カー交 換、管理	◎吸引用 スネーク チューブ の交換(1 回/月)	◎個室(2 部屋)のト イレ掃除 ◎個人加 湿器の洗 浄	◎食器洗 浄 ◎マウス ケア後の 洗浄 ◎お茶準 備

(附則)

この規程は、令和5年4月1日より施行する。